

Title	条件統制と需給統制
Author(s)	高田, 保馬
Citation	経済論叢 (1942), 54(6): 595-607
Issue Date	1942-06
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/131687">https://doi.org/10.14989/131687</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷四十五第

月六年七十和昭

## 論叢

條件統制と需給統制

文學博士 高田保馬

廣域經濟の貿易理論

經濟學博士 谷口吉彦

東亞資源論の課題

經濟學博士 蜷川虎三

葉適の貨幣思想

經濟學士 穂積文雄

## 研究

儲蓄銀行の課題

經濟學士 徳永清行

テニールの歴史觀

經濟學士 出口勇藏

民國に於ける外國銀行の發展

經濟學士 小寺武四郎

## 說苑

支那工業に於ける株式會社企業の位地

經濟學士 岡部利良

## 附錄

彙報

本誌第五十四卷總目次

# 經濟論叢

第五十四卷 第六號

（通稱第百四十四號）

昭和十七年六月發行

## 論叢

### 條件統制と需給統制

高田保馬

一

私は「第二經濟學概論」の末篇の數章に於て統制經濟を論じた。私としては時代が統制經濟に入り計費經濟に入つたからとて、これを説明するのに全く新なる經濟理論が任用であるとも必要であるとも考へてゐない。世の中には經濟の組織が變るから經濟理論も亦變らねばならぬはずであるといふ議論や主張が見受けられるやうであるが、學問研究者以外の人たちは大體理論と政策との論理的區別さへ知らぬやうであるからさういふ考へをもつのも尤のことである。たゞ學問の研究に従事してゐる人の中にもさういふことを論じてゐる人がある。しかしさういふ主張の論據を見ると、未だ論理的に取り上ぐべきものもないやうである。その上に、大體が掛け聲ばかりで、未だこれこそは所謂新しき理論であるといふものは提示せられてはない。私の信するところ、今後もそれが

出るとは考へにくいやうである。

私の統制經濟論は事實のところ未熟の作品である。勿論其内容について私が學問的責任をとらぬといふ意味ではない、また私として努力を拂はなかつたといふものでもない。たゞ力乏しき私が學校講義の爲に書いたものであるから、精密なる能はず、理論を徹底的に追求し得なかつた點も多い。それにも拘はらず統制經濟の理論的取扱としては一の行方と見らるべきものを提示したつもりである。私は今後といへども掛け聲をかけようとは思はぬが冷静に思索して此行方を完成したいと念願してゐる。かく考へてゐる私にとつては、私の態度に對する十分の理解を示さるゝ學者の少からずあることが何よりも感謝すべきことである。その代表的なるものとして數ふべき山田雄三教授の論文「需給統制と需給均衡」を中心として、若干の私見をのべ、かつ敘述の精密ならざりし部分をも考へ直してみたいと思ふ。

## 二

まづ條件統制と需給統制との内容を明確にしなければならぬ。私がこの二を對立せしめたのは、一般に經濟統制といはるゝ雑多の事象のうちにも、明確に區別せらるべき二のものゝあることを明確にしようと思つたからである。名稱はどうでもいゝ。私は一旦條件統制需給統制といふ名稱を與へたる後に、ある雜誌に於て殆ど同一の對立が直接統制間接統制といふ言葉によりて表現せられてゐるのを見たのであるが、それによつて改めようとも考へなかつた。名稱はどうでもいゝことであると思つたからである。

ところで、私がか此二に加へたる説明を繰返してみよう。「國家は經濟の上に統制を加ふるに當り」「單に各自の經濟活動の行はるべき條件に干渉を加ふるに止まる」ことがある。「而して此場合すべての經濟主體の活動は自

由に放任せられる。かゝる統制を稱して條件統制又は間接統制といふ。「國家の統制は他方に於て各主體の經濟活動そのものに及ぶ。即ち干渉が需要と供給との上に加へられる。」之を需給統制又は直接統制といふ。」

昭和十五年秋から年末にかけての學校講義に於ては直接統制間接統制の言葉を用ひなかつたと記憶してゐる。昭和十六年十月頃の講義に於ては之を用ひてゐる。此言葉を東洋經濟新報に於けるある外人の論文の紹介に於て知つた。同様の表現は別に多く見られるものかと思つてゐる。

私はこの表現に若干の説明を加へねばならぬ。需給統制といへるものは需給干渉である。干渉といふ文句を用ふると、基調として自由經濟があり、その上に消極的附加物として干渉が行はるゝといふやうな解釋をせらるゝ向もあるやうであるが、私に於ては干渉といふ文句を用ひてもそれが附加物であるといふ見方をしてゐるのではない。此點後に論及しようと思ふ。とにかく此需給統制に三面がある。(1)價格そのもの、權力による決定、(2)需要不要の命令又は禁止、要するにその權力的決定、(3)供給の命令又は禁止、要するにその權力的決定、これである。それゆゑにまづ、次の如き事項がこの中に數へられる。

(A)價格の公定又は其他の統制。例へば價格の停止、公定、最高最低價格決定、二重又は複數價格の設定。これらは需要又は供給そのもの、權力決定を伴ふことも伴はざることもある。價格を一定の高さに定めることは、需要又は供給によりて價格の上下せらるゝことを抑壓してゐる意味に於て、此場合自由賣買を許すにしもすでに需給そのものへの干渉を意味してゐる。

(B)需要の權力的決定。消費財需要について見よう。戰時物資不足の場合には需要の抑制が行はれる。切符制度の如き(今日に於ける菓子、衣料)、配給制度(米、野菜、味噌、醬油、木炭等)の如き、これらは價格を一定のところに抑へながら而も需要せしめぬ。これを需要曲線についていへば、需要價格を一律にするとともに切符を

與へず、又は配給を受けさせぬ部分を脱落せしめる。かくして需要曲線そのものゝ統制による變形を生ずることになる。此消費財需要の抑制にはかゝる部分的のもののみならず、全體的のものがある。即ち一方には総合的切符制や生計費制限の如きものも考へ得られる。他方には強制貯蓄、強制公債買入等によりて消費支出を抑壓することも考へ得られる。たゞ後の二者については、これを金融操作に關するものと見るときに別の考方が可能となるであらう。

資本財については、同様に切符制度や買付の許可制度等が考へられる。これについては資金調整及び擴張新設の許可制度が考へ合せらるゝであらう。後者は資金調達の一歩手前に於てくひとめらるゝ仕組であり、この難關をこえても資金調整の制度によりて、金融の側面から全需要そのものを抑制しようとする。

(C) 供給の権力的決定。物資不足の場合には供給そのものゝ増加が強制せられ易い。價格は一定の地位に釘付けられながら、又は二重價格制をとることによりて、各主體から一定數量の供出が強要せられる。時としては生産費を割り、必要自給量を減じてまで供出を已むなくせらるゝこともあらう。けれども供給が抑制せらるゝ場合もある。今日の府縣ブロックの如きは此抑制を營むことがある。別して米、甘藷の府縣封鎖の如き。同時に権限の移讓を受けたる業者團體が種々なる事情から自ら供給を制限し又は調節することもある。けれども供給の統制については二段の過程を考へねばならぬ。一は市場統制即ち生産又は購買せられたるものを市場に持出すことに關する統制である。米の供出の統制、又は小賣商の賣惜みの禁止といふが如き。次には生産の統制がある。これは生産額そのものを直接に統制して例へば米何萬石の生産を命ずるが如き。けれどもそれは多くの場合、生産要素の上に統制を加へて間接に生産額を統制することとなる。作付反別の制

限又は増加、勞働の割當、原料の割當、進みては生産設備の擴張に要する資財の割當に及ぶ。更に溯りては、資本調整による擴張資金の許可、認可の如きは何等かの意味に於ける供給統制と見られる。なほ資本財の供給についても同様のことを考へ得るが、これについては説明を省略する。

これだけは、經濟の中心又は實質と考ふべき貨幣即ち金融以外の方面について考へたのである。貨幣を考へるときに、ことは若干面倒になる。こゝには轉じて條件干涉の何であるかを考へよう。

### 三

條件統制について私は次の如くに述べてゐる。「國家は經濟の上に統制を加ふるに當り一方に於て單に各自の經濟活動の行はるべき條件に干涉を加ふるに止まる。而して此場合すべての經濟主體の活動は自由に放任せられる。かゝる統制を稱して條件統制又は間接統制といふ。租稅政策、公債政策によりて購入餘力の分配を變更するけれども、賣買生産そのものに干涉せずといふが如き、貨幣制度を改め、又は金利を上下するものゝ、各自の需要と供給とに立入つて強權を及ぼさずといふが如きはその例である。」

さて私は本來、英米等の自由主義國家の統制は大體上條件統制の範圍に屬し、獨伊の如き全體主義國家のそれは更に之をこえて需給統制をも含むといふ見方を、少くも一九四〇年末頃の事實について考へてゐたのであるがこの統制の區別を考ふるに當りては、必ずしも英米對獨伊の實情に束縛せらるゝ必要はない。第一次大戰のとき既に英國は嚴重なる食糧の割當を行つてゐた如き事實を見ると、需給統制は相當に古きものである。否封建經濟乃至重商主義そのものゝ中にあまたの例を見得るであらう。

私はまさに條件統制といふとき、一般の國家が長き平和の時期に營み來つた機能の中に性質上含まれてゐたや

うな統制を含ましめようと考へた。自由主義國家といへども租税を課し、公債を募集し償還し、財政上の收支の限度に於ける需要を營み、金利を上下し、貨幣の増減を計る。而もこれが結果は間接に經濟の上に、即ち商品需給ひいては産業の全活動の上に重大なる影響を及ぼす。官業そのものを何れに數ふるかは後の問題として、條件統制の主要なる場合を列舉しよう。それは主として國家が財政を通しての經濟への作用と見るべきものである。

(A) 財政上の收入。まづ租税である。税種税率の變更増減が經濟への結果を目標として行はるゝ限り、これに屬する。主として社會政策的なる課税方針の如き。又は景氣政策進みては生産政策の爲の課税の如き。投機を抑制するが爲の清算取引への課税、ある種の産業への租税の重課又は減免。公債政策はかゝる統制の目的に利用せらるゝことが多い。何れにせよ、租税も公債も其賦課發行がかゝる統制目的をもつ限りに於てこゝに數へらるべきであらう。豫想せざりし、又は企圖せざりし經濟的結果についてはこゝに述べぬ。

(B) 財政上の支出。國家自體の購入する物資の需要の増減が著しく經濟の上に作用する。轉じてすべての人件費別して社會政策的支出は消費財支出の上に強き作用を及ぼす。補助金がまた生産活動の上に作用する。

この二者は他の側面から見ると、資金の吸收撤布であり、商品需要の直接又は間接の増減として考へ得ると思はれる。

(C) 金融政策。金融政策といふものには、金利の決定と通貨及び信用の増減との二を含ましめる。これには政府の自ら直接に營む方面と中央銀行をして營ましむる方面とが考へられる。まづ前の場合について考へよう。

少くも原則的には政府が自ら金利を統制し得る。けれども政府が一般に立入り得る金融政策は貨幣制度の改廢の方面である。貨幣の價値の變動、例へば金本位の離脱や回復の如き、發券制度の變更の如き。他方に於



ては若干の通貨即ち不換紙幣や補助貨の發行増減を自ら營む。即ち貨幣制度そのもの、變更と、一定の制度の下に於ける一部の通貨の増減と。

けれども今日金融政策の主要なる擔當者は中央銀行である。中央銀行は一方に於て金利を上下する。これは財の方面に於て價格を公定するのにも當るであらう。進みては資金の需給者となる。所謂割引政策、市場操作といはるゝものはこれに當る。市場操作にのりこみ、證券の需給賣買を營む場合といへども、單に一の賣手買手として行動する限り、別に需給の統制にのりこんだと見る必要はないであらう。とにかく、これによりて、社會に於ける通貨の増減、信用需給の増減が各主體の自發的行動のうちに行はれてゆく。

たゞ一步を進めて資金統制の活動を營むときには事情が別になる。即ち一方には貯蓄が強制せらるゝととも、其貯蓄から金融機關に集中する資金の用途が統制せらるゝのみならず、金融機關の任用創造、その融通もまた強制によつて定められる。これはまさに資金の供給ひいては需要の權力による決定を意味する。

そこで、金融の方面に關することがらを一括して考へよう。單に文字的表現に従つて解釋する限り、金融についていへば、價格である利子の上下は一種の直接なる統制であり、需給統制と考へられぬこともないであらう。又政府が其意志によりて市場操作にのりこまされる場合には資金の需給そのものが權力的に決定せられたと云ひ得るかとも思はれる。けれども大體に於て金融乃至貨幣の方面は經濟即ち財の生産流通の手段乃至條件と考へられぬこともない。而してこれらの範圍に於ける統制、いはゞ金融統制は今まで自由主義國家といへるものも不斷に行つて來たといふ事實もあり、かゝる意味の金融政策をすべて條件統制の中に入れようと思ふ。而してこれだけのわくの中に於てならば、各主體は別に資金の需要又は供給を拘束せられてゐるといふ意識なしに行動する。

所謂資金統制（財政金融新體制要綱に規定してあるが如き、従つてその後政府の二百三十億貯蓄目標の説明に於て示したる方針の如き）に於ける生産力擴充資金、公債消化資金の割當といふが如きは、すでに各主體に向つて資金の需給を直接に強制する部分を含むから、金融の方面ではあるがこれを需給統制として考へ得るであらう。けれども、前に述べたる需給統制の説明の外に新に一項目を加へる必要はない。何となれば、かゝる資金統制はそれ自體すでに家計又は企業に於ける需要の統制又は需要への干渉としてすでに數へ上げたものであるからである。

## 四

私は財即ち實物の方面と貨幣の方面との外に、對外の方面を數へたから、これについても若干の説明を加へることにする。まづ、貿易乃至商品流通の方面から。たゞ考ふべきことには、國家權力の作用は外國に及び國內に及ぶ。對外經濟交渉にあつては國力の外國に對する作用がその一半をなすけれども、茲に取扱ふところは國內への作用だけである。

(a) 條件統制。最も重要なものは關稅政策である。關稅も殆ど禁止的といふべきほどのものは輸出入の禁止と同様に作用するとはいふものの、需給そのことが強制的に干渉せられざる意味に於て、茲に數へ得るであらう。プロツク經濟が國內需要の確保を關稅を通して行はうとする限り、それは條件統制の範圍を出でぬものと考へ得る。輸出補償等の如き補助金、北支への輸出入に關する調整料の授受の如きものも、一種の條件統制として考へ得るであらう。要するに、主體が算盤をはじく態度に於て輸出又は輸入を増減せざるを得ぬやうな條件をつくり出すことが、こゝにいふところの條件統制に當る。

(b) 需給統制。輸出入そのものの直接なる制限、禁止又は強制對當制限等はその特殊の場合を形づくる。か

る輸出入の統制を可能にする爲には、まづ組織の完備が前提とせらるることを要する。或は輸出入を少數の業者の特権とするとともにこれは嚴重なる統制を加ふることにするが、又は業者の團體を結成することによりてこれに干渉を加へる。けれども輸出入への統制は此の如く直接に行はるるほか、間接に之を可能にする前段階に加へられる。運送ことに海運への統制、通信の統制といふが如きはこれに屬する。

對外の方面に於て格別に注意すべきは爲替の問題である。これは國內に於ける金融の面に相對應する。これについても條件統制と需給統制の二を分ち得るであらう。

(a) 條件統制。爲替相場を一定の高さに維持すること、これは大體に於ける方針から釘付政策にまで及ぶ。而してこの際、爲替の自由なる賣買が行はれ得る。これが爲には爲替平衡資金制度、保有金買上、金生産獎勵、在外正貨買上、外貨證券買上等の一團の政策、又は商品輸出入の獎勵、ひいては關稅政策の變改等が裏付の爲に採用せられる。又は爲替相場を一定の方向に動かすこと。これが爲の方策は前にのべたるところと異ならぬ。

(B) 需給統制。爲替に一定の地位又は方向を與ふるのみならず、從つて爲替銀行の建値を統制するのみならず、これに必要な爲替需給を行ふ。所謂爲替管理といはるるものはこれが諸方策を包括する。これが必要であるのは多く戰時であるから、これを背景にして考へる。爲替の集中、ひいては輸出の統制を行ふ。それとともに爲替の割當乃至許可制を實施し、これが爲には輸入其外對外債務を生ずべき取引の上に嚴重なる制限を加へる。何れにせよ、爲替の需給に對する統制はその反面に於て、常に輸出入及びその他の對外收支に作用する諸活動に對する直接なる干渉、即ち命令禁止又は制限を伴はざるを得ぬ。

商品の側即ち輸出入及び爲替の兩方面を通して統制の極限に達すると國營の形をとる。國家自體又は其代行機關としての團體が之を行ふのである。此場合にあつては國家自らの活動を統制することになる。經濟組織が共產主義的でなく資本主義的地盤の上に立つ限り、輸出入に當る諸企業と爲替銀行とをそれぞれ一團體にまで結成する。然らずとすれば新なる機關を設ける。而して貿易又は爲替業務をその團體又は機關をして獨占せしめる。此獨占者は完全に國家の意志に従つて行動する。

爲替と輸出入とはそれぞれ獨立のことではない、相制約するのみならず、相表裏する。従つて二の條件統制は別々に行はれうるにしても、一方の需給統制は必ずその裏面に他方の需給統制を伴ふ。従つて物價政策の爲に爲替の釘付を行ふが如き場合にあつては、必ず輸出入の統制別してそれに關する直接統制が必要とせられる。而も此統制は更にひいて手段としてのそれ以上の需給統制をもたらす。例へば一商品の輸入の制限は國內に於ける販賣の制限又は禁止、使用の制限又は禁止、所有登録、その運送制限、ひいてはその國內生産の助長獎勵代用品の生産増加、價格低下等にまで及ぶであらう。同様に一商品の輸出促進は他方に於て國內使用の禁止制限のみならず、その生産命令又は生産力擴充の強制獎勵、ひいては資金の調整にまで及ぶであらう。此意味に於て爲替は輸出入と相表裏するのみならず、これらの對外の方面に於ける統制は必ずや國內の經濟の上に新なる統制の必要をもたらす。一波萬波といふが如く、對外經濟の一點に於ける需給統制は自ら國內經濟のあまりにも遠隔なる方面にまで需給統制の必要を生ずる。而も此傳播又は手段化の方向は一方的即ち不可逆的と思はれる。双方的即ち可逆的のものであるとは考へられぬ。今の例をとつて考へよう。甲商品の代用品たる乙商品の價格引下を行つたとしよう。その需要増加からひいて生産増加を計らねばならず、それがために甲商品の使用を制限

しひいてはそれの輸入制限に及ばねばならぬとはいひがたい。可逆的のものが如何なる場合に存するかは別に考ふべきである。

## 五

今まで條件統制と需給統制との内容を述べ、其區別を明にした。經濟統制といはるるものはこの何れをも含むと同時に何等かの統制方策がとられてゐる場合には、そこに經濟統制が行はれてゐるといふ。それゆゑに、經濟統制は各一の作用、各一の活動であつて一の經濟をさすのではない。これに對して統制經濟といふ表現は自由經濟といふ表現に對立して用ひられる。條件統制は需給の自由なる作用を妨げるものではなく、その行はるる經濟は依然として自由經濟である。需給統制の行はるるに及びて、そこに統制經濟があるといふ。勿論これらは型の概念であるから、經濟の重要な一角に微弱なる程度の需給統制が行はれたからとて直に統制經濟が成立するとはいへぬであらう。けれども重要な商品の生産流通の上に需給統制が行はるるに及べば、經濟は統制經濟となるといふべきである。かくいへば、統制經濟と經濟干渉とはちがふ、自由經濟といふ地金に干渉の鍍金をしたるものが統制經濟ではない、統制經濟といふのは地金そのものの變化であり、從つて自由經濟とは本質的にちがふものである。といふ見方もあり得よう。統制經濟を單に經濟干渉として考へずに經濟形態として考へよといふ要求はかういふことを意味すると思ふ。これについて私は經濟形態とは畢竟すべての社會形態がさうであるやうに、經濟的行爲といふ一種の社會的行爲の相互作用的に營まれゆく慣習的又は規則的様式 (habitual or regular ways of interaction or of cooperation) であると考へてゐる。さうである以上、需給統制がある方面に加はるといふことはそれだけでに經濟形態の變化であると考へざるを得ぬ。經濟の全面に互る需給統制の行はるる姿は勿論一

の理想型として考へられる。これを一の形態として考へるに何人も異存はないであらう。けれども、需給統制がそれほど廣汎ならず、従つてそれがある方面に止まる場合にあつても、これが社會的行爲の規則的様式を意味する限り、ある他の經濟形態であると見得ざる理由はない。

此意味に於て經濟的なる干渉といふのは單なる鍍金ではない、それを加ふるところだけは、又之を加へたる限りに於ては地金そのものの變質を來してゐるともいふべきである。けれどもこれだけでは私の立場に對する質問は終らぬであらう。而して更に反問せらるるであらう。需給統制の何であるかは分つた。又需給統制が甲又はこの仕方範圍に於て行はるる經濟が甲又はこの經濟形態であるといひ得られぬことはないであらう。けれども經濟形態に關する問題といふのは寧ろ次の點に存する。需給統制の全面的に行はるる經濟形態、いはゞ個々の企業を地盤としてゐる統制經濟に於て需要供給の均衡は如何にして成立し得るか、又生産の擴張即ち經濟の發達は如何にして行はれ得るか、といふことが一の問題をなすと同時に、經濟を支配するところの動機又は心情が如何なるものであるかといふことが他の問題をなす。私はこゝにこれらの問題に答へる餘裕をもたぬ。これを次の機會にゆづる。

たゞ次のことだけを述べたい。條件統制と需給統制との間には次の如き明白の區別がある。それは一方が如何に周密に行はれても經濟は自由經濟たることをやめぬ。これによりて景氣は回復せられ、階級的困難は打開せられ、進みては軍備の充實が相當に實現し得らるるにしても、經濟は依然として自由經濟である。而して自由經濟であり限り、多占又は獨占的競争といふ如き市場形態が均衡を不安定ならしむるものありとしても、これらを離れて見るときに、均衡への傾向が支配すると見るべきものであるならば、條件統制にありては、その加へらる

る財そのものについても、またそれからの影響を受くる他の商品についても、需給の均衡は自ら存立せざるを得ぬ。一部分の財への條件統制は自ら其作用によりて他の部分の諸數量を動かすにしても、此一部分のもの需給の均衡は容易に成立する。それとともに、他財の需給にもまた同様なる條件統制を加へねばならぬといふことはなからぬ。いはば條件統制は隨所に需給均衡を確立し得る。需給統制に至つては此點全く趣を異にする。

一商品又は一財の上に需給統制の第一歩だけが加へらるるとき、例へば其價格の上に加へらるるときその需給の均衡が得らるる爲には次から次に幾歩かの統制が加へらるべきであらう。而して第二第三の財にまで需給統制が加へらるる傾向をもつ。たと此傾向を必然的のものとするべきや、然らずして可能的のものとするべきや、そこには一の問題がある。

前述の如く、自然の傾向について云へば次の如く考へねばならぬ。條件統制は波及の傾向を有せぬ。一の統制があれば自動的に新しき而してそれに應ずる均衡が成立しようとする。之に反して需給統制は波及の傾向を伴ふ。一の統制が行はれてそのまゝ自動的に安定的なる均衡が成立するといふことはない。かゝる均衡が成立し得るやうにする爲には次から次に需給統制を加へねばならなくなる。けれども此波及が必然であるかといふに必ずしも然りと答へ難いであらう。最初の一の統制をそのまゝ存続せしむるやうに、而してそれからの影響が來るところは之を實現させぬやうに強制し得るならば波及の勢がそこにくいとめられる。此意味に於て大勢的のことをいふと、需給統制は波及の傾向をもつが波及させぬだけの權力的強制を行へば行ひ得ぬことはない。このことから來る結論は、重點だけの需給統制が必ずしも不可能ではないといふことである。

なほ次に問題となることは需給統制の行はるるところ事後の考察に於ては均衡が必ず成立してゐる。これは一體どうして將來せられてゐる事實であらうか。かゝる問題が差當つて解決を迫る（昭和十七年四月末日）。